

事業の概要及び評価手法について

これまでの委員会でのご指摘を踏まえ、説明を追加する事項について、審議対象となる個別事業の説明の前に今回の委員会より以下についての説明を行います。

【委員会での主な指摘事項】

1．北陸地整管内の各事業における対象事業の位置付けについての説明が必要。

今回、審議対象となる河川事業、道路事業について、北陸地方整備局管内の概要を説明します。【資料 - 4】【資料 - 5】

なお、個別事業の位置付けは個別事業の審議の中で説明します。

【資料 - 7 ~ 11】

2．河川、道路、港湾等各事業における事業評価単位の考え方について説明が必要。(ネットワークなど外側との関係も含めて。)

3．B/Cだけでなく、計測できない項目についての説明が必要。

今回、審議対象となる河川事業、道路事業について、事業評価手法を説明します。

事業評価単位の考え方

便益(B)算定に計上している項目

便益(B)算定ができない項目(定量、定性的)

【資料 - 4】【資料 - 5】

その他の事業(砂防、港湾、営繕)については、次回以降に順次説明します。